

大 監 第 101 号
平成27年11月6日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

住民監査請求について（通知）

平成 27 年 11 月 2 日付けであなたから提出された提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の内容

（1）請求の要旨

大阪市長 橋下徹ならびに大阪府市大都市局長 山口信彦は以下の行為を行い、そのための経費 2 億 3 千 885 万 988 円を支出した。「特別区設置協定書」に関する「住民説明会」を 4 月 14 日から 4 月 26 日の間、計 13 日間、39 カ所（同日W開催を含む）にて開催した。

大阪市長 橋下徹ならびに大阪市選挙管理委員会委員長 平野豊三郎は以下の行為を行い、そのための経費 6 億 3 千 496 万 3 千円を支出した。5 月 17 日に「特別区設置協定書」の賛否に関する住民投票を実施した。

（その行為はどのような理由で違法又は不当なのか）

上記の行為は、長年市会や市民の中で、議論されてきたが明確な合意点が形成されず、市政を混乱させてきた。その上で「決着」をつけるとして実施された。結果は「協定書」に反対とするものが多数を占める結果となった。 とこ

ろが、橋下市長および橋下氏を代表とする維新の会はその結果を受け入れられないのか、改めて11月の市長選に「争点」にすることを表明している。

このことは、「特別区設置協定書」が批准されなかったという市民の選択を否定するものである。また、市民に約束した「決着をつける」をないがしろにする行為である。

(その結果、どのような損害が大阪市に生じているのか。)

住民投票という民意を、行政不服審査や無効訴訟、または市議会の議決などという手続きを経ることなく、反故にするという「公権力の行使」を発動している。

住民投票によって、当面は現行大阪市制度の下で、市政と市民生活を享受するという市民の安全、安心が侵されたのである。

市民ならびに市会各派は「決着のついた」「特別区設置協定書」に再度の対応が迫られ、市長選挙にも再度の混乱が持ち込まれ、市政の渋滞を招くのは必至の状況である。

(どのような措置を請求するのか。)

よって、橋下徹市長は、11月22日の大阪市長選において、「都構想を争点とする」ことを撤回し、その旨の記者会見を行うこと。

さらに、市長選告示日までに前記撤回がない場合、橋下徹市長ならびに大阪府市大都市局長 山口信彦さらに大阪市選挙管理委員会委員長 平野豊三郎は上記費用が必要のなかった経費を支出したのであり、連帯してその経費の返還を求める。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める理由

監査委員には利害関係人が存在する。また、類似の監査請求にかかわっており、事実認定及び監査結果の推敲に予断を除去していただきたい。

(監査委員注：事実証明書の添付については省略する。)

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要がある。

るとされている。

本件請求において、請求人は、市長が、大阪市長選挙告示日までに「都構想を争点とする」ことを撤回し、その旨の記者会見を行うことを求め、撤回しない場合、平成 27 年 5 月 17 日に実施された大阪市における特別区の設置についての住民投票（以下「住民投票」という。）により特別区の設置が否決されたにも関わらず、市長が、本年 11 月 22 日に実施される大阪市長選挙において、いわゆる「都構想」を再度の争点にすることを表明したことにより、既に行った住民投票及び住民説明会に支出した経費が不当なものとなることから返還すべきである旨主張する。

しかしながら、請求人が求めている、市長の発言を撤回させることや記者会見を求めることは、住民監査請求制度が予定している措置にはあたらない。

そうしたことから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。